

策定についての方針

平成 29 年 8 月 1 日（火）

1. 方向性

- 「第 7 期介護保険事業（支援）計画（平成 30～32 年度）」の策定にあたり、団塊の世代全てが後期高齢者となる 2025 年に向けて、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、国の基本指針（案）を踏まえつつ、府及び府内市町村が連動性のある計画を策定する必要があることに鑑み、国の基本指針（案）をベースに府高齢者計画及び市町村計画策定指針を策定する。
- また、府計画及び市町村計画策定指針の策定にあたり、府においては、要介護認定率は 2035 年、介護需要は 2040 年に向けて更に高まっていくという地域性を有することにも十分留意する必要があることから、従前、本審議会等で府独自に議論してきた事項（専門部会報告書等）、現在議論している事項（高齢者住まいの検討会等）を必要に応じて盛り込むこととする。
- さらに府においてこれまで独自に取り組んできた他の施策、今後取り組むべき施策については、特記して明らかにするなどし、府独自の地域課題等の解決にも努めるものとする。
- 平成 29 年 5 月成立の改正介護保険法では、市町村計画では自立支援・介護予防・悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取り組むべき施策に関する事項並びにその目標、都道府県計画にはその支援を記載することが求められた。
また、国の基本指針（案）では、介護給付の適正化について、市町村介護給付「適正化計画を別に策定することでも、差し支えない」が、市町村介護保険事業計画と整合の図られたものとする^{こと}、とされていることを踏まえ、府高齢者計画、市町村介護保険事業計画及び第 4 期介護給付適正化計画は相互に、あらかじめ整合性を取りながら一体的に検討していく。

2. 策定の体制

（1）府高齢者計画

- 平成 30 年度以降、医療計画と計画作成・見直しのサイクルが一致することになり、在宅医療・介護の連携、医療計画における療養病床から在宅医療への転換に伴う介護側での受け皿の設定等、医療計画との整合性を図る必要があることから、計画策定に関し、健康医療部局と連絡・調整を実施。また、関係部局等とも連絡調整を実施。

（2）市町村計画

- 8 圏域 13 市町の介護保険事業計画担当者と府関係者が一堂に会し、方向性や諸課題等を確認・共有するため、『市町村計画策定検討会』（以下「策定検討会」）を設置する。策定検討会では、府計画・市町村計画策定に関する諸課題・方向性等について検討し、府計画と市町村計画の連動性を確保するものとする。
- 医療計画と介護保険事業計画との整合性を図るため、医療・介護の体制整備に係る協議の場を設定する。協議の場に先立ち、下記の点について関係自治体間で事前に調整を行う。
 - ・ 対応すべき医療需要について
 - ・ 具体的な整備目標・見込み量の在り方について 等現在、健康医療部・福祉部において、協議の場・事前調整の場の設定に向け調整中。